

時給制で短時間勤務・賃下げへ

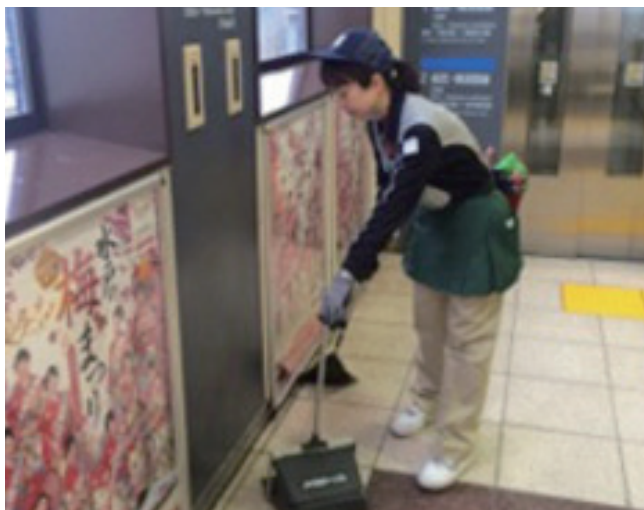
就業規則改悪の問題点の二つ目は、月給制の賃金を時給制にすることです。

時給制の狙いは短時間勤務

それに伴い会社は、「短時間勤務を導入する」「手待ち時間を時間単位で見直す」「兼業禁止の規定も廃止する」といっています。

短時間勤務の対象が今の契約社員や嘱託職員にまで広がれば、それだけ全体の賃金も下がります。「手待ち時間の見直し」も、その時間の賃金はカットするということです。時給制を導入する狙いがここに 있습니다。

会社の勤務指定で賃金まで決定



しかも、時給制で仕事から外されれば、その分だけ賃金も下がります。様々なシフトをつくって勤務を回すようになれば、会社の勝手

な勤務指定で一人ひとりの賃金まで好きにできてしまうのです。

賃金までたてにとつて、何一つものいえぬ職場にしようという卑劣なやり方は、本当に許せません。

兼業解禁さらなる賃下げへ

また、会社がこれまで禁止していた兼業を解禁するということは、今よりもっと低賃金にしようということです。

会社は、私たちがダブルジョブ、トリプルジョブでなければ生活できないところまで突き落とすつもりなのです。

「食えるだけの賃金は払わないから、好きに副業してくれ」

これでは、まるで学生アルバイトのような扱いです。

現場で働く私たちをなめるな!

低賃金でも毎日掃除をして、必死に働いているのは私たちです。JRから天下りした本社の人間たちではありません。

その仕打ちがこんな制度の導入だなど、本当に腹が立ちます。

会社は私たちが侮辱するな! ともに生活できる賃金をよこせ!

白紙撤回まで諦めずに闘いましょう。

感想や意見、現場の情報、労働に関して困り事がありましたら、お近くの組合員または上記連絡先までお寄せ下さい。